

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビル 401号
電話番号 (03) 3356-2916
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

14～18頁 **4. 安心できる番号制度の構築**

- (1) 「番号」の保護等の必要性
- (2) 個人情報の保護の必要性
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係

20頁 **6. 番号制度の将来的な活用**

4～5頁 **1. 番号制度の導入の趣旨**

- (4) 諸外国の制度

38～39頁 **10. 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認**

意見内容

1. 番号制度が憲法の保障するプライバシー権（国家からみだりにプライバシーに介入されない権利）を侵害しない制度が慎重に検討すべきである。
2. プライバシー権の保障というアプローチからの制度設計を行うべきである。
3. 諸外国の状況を検討し、日本において憲法違反にならないかを検討すべきである。
また、国民に諸外国の状況や問題点を明らかにし、問題点については対応策を説明すべきである。
4. 自己情報コントロール権の観点からマイ・ポータルの制度をより検討すべきである。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1. プライバシー権について

プライバシー権について憲法上明文の規定はないが、憲法13条（個人の尊重・幸福追求権）により保障されるものと解されている。プライバシー権は、国家からの関係からすると、私生活・私事に属する事項に対して公権力がみだりに介入することを拒否、排除する権利である。

国家を運営するにあたり、国民の個人情報を管理することが必要となってくることはある。しかし、プライバシー権を保障するためには、国民の個人情報の管理は必要最低限のものでなければならない。

（2枚目へ続く）

2. 番号制はプライバシー権を侵害するものであってはならない

大綱 P15(2)では情報漏えいによるプライバシーの侵害については書かれているが、プライバシー権は国家からの自由を保障するものでもあり、この自由権の観点からの検討がされていないことに問題がある。

番号制は、国民の情報を串刺しにして一元的に管理するものであり、また、管理する情報も国民の生命・財産などに関わるプライバシーとして保護すべき重要性が最も高いものである。このため、国民のプライバシーに対して国家が大きく介入できることから、プライバシー権を侵害する恐れがある。大綱 P16 の表では、国家による管理への懸念に対する保護措置として第三者機関による監視や自己情報へのアクセス記録の確認があげられているが、これを講じたからといって、国家による管理という状況は変わるものではない。

また、番号制度の導入の理念は、大綱 P.5 によると、「社会保障給付を適切に受ける権利」、「種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利」を守ることにあるとしている。これらの国家による国民の自由権の保障は大事ではあるが、国家からの自由であるプライバシー権を害するものであってはならない。その他に番号制導入のメリットとして、事務・手続の簡素化、国民がサービスを受けることの利便ということなどがあるが、プライバシーの権利を侵害してよい理由とはならない。

以上のように、番号制はプライバシー権を侵害する恐れがある制度である。そのため、プライバシー権を侵害するものでないか慎重に検討すべきである。

3. プライバシー権を保障するアプローチでの制度設計をすべき

番号制がプライバシー権を侵害するかどうかは、制度の仕組みによっても大きく変わると考えられる。少なくとも、プライバシー権を侵害しないよう必要最低限に番号制を利用するというアプローチで検討すべきである。

しかし、大綱では国民のプライバシーを配慮するという考えは書かれていない。むしろ、積極的に番号制度を利用するという理念に基づいている。例えば、大綱 P20 の番号制の将来的な活用では、幅広い行政分野や民間への利用も検討されている。番号制の利用範囲が拡大すればそれだけ国家の管理する情報は増え、国家によるプライバシーへの介入が大きくなることになる。また、情報漏えいの危険性も高まる。プライバシー権の保障のためには、利用範囲についても必要最低限の限定的なものにすべきである。

4. 住基ネット最高裁合憲判決について

住基ネットについては最高裁において合憲の判決がでていますが、番号制度にはそのまま当てはまるものではない。つまり、合憲判決の要件を満たせば、番号制度を導入してよいというわけではない。

なぜなら、番号制度は住基ネットとは制度自体がまったく異なるものだからである。大きな違いとしては、番号制の管理する情報は国民の生命・財産に関する事項であり、住基ネットに比べプライバシーとして保護されるべき重要性が高いものとなっていることがあげられる。また、住基ネットの番号は、民・官の間で使用されるものであるのに対して、番号制の番号は民・民・官と本人と行政以外のところでも使用される番号となっていることもあげられる。

以上のような違いから番号制がプライバシー権を侵害する憲法に違反するものでないかということについては新たに検討しなければならない。この判断基準は、住基ネットの判決よりもより厳格なものでなければならない。

5. 諸外国での状況について

大綱 P4 では諸外国の制度を紹介しているが、問題点についてはほとんど触れられていない。

- (1) イギリスでは、国民の人権を侵害しているという理由から国民ID番号カード制が廃止となっている。
- (2) ドイツでは、共通番号制は憲法違反とされており、共通番号制は採用されていない。
- (3) アメリカでは、共通番号により成りすましが横行しており、解決策も見出せていない状況である。これは大綱 P15 においても書かれており、防止する必要があるとしているが、具体的な対策については書かれていない。

ドイツ、イギリスでは、共通番号制は人権を侵害する制度と考えられており、アメリカでは現実に人権侵害が起きている。日本においても、人権を侵害する可能性があり、現実の運用面においても人権が侵害される可能性があることから、人権を侵害することにならないか慎重に検討する必要がある。また、諸外国の状況や問題点についても国民に明らかし、問題点についてはその対応策を具体的に説明すべきである。

6. 自己情報コントロール権について

プライバシー権の社会権的側面として、国家などの保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできるという自己情報コントロール権がある。

大綱 P38 の 10 では、マイ・ポータルにより情報にアクセスできるものとされている。しかし、全ての情報にアクセスできるのではなく、不開示情報などもあるということになっている。そもそもこの不開示情報などとはどういったものかが明らかではない。また、この不開示情報などが誤った情報であった場合に訂正・削除を求めることができないため、自己情報コントロール権を侵害する恐れがある。

さらに、情報へのアクセスはマイ・ポータルを通じたもののみとなっているようである。大綱 P.39 (2) アクセス記録の確認においては、マイ・ポータルへの接続が困難な者等も確認できるようなその他の仕組みを設けて行うことと書かれているが、情報そのものへのアクセスは、マイ・ポータルへの接続が困難なものについては特に書かれていない。自己情報コントロール権の観点から、情報へのアクセスについてもマイ・ポータルへの接続が困難なものへの対応が必要である。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。